

住基端末・統合端末機器等導入事業

入札説明書

令和7年7月

奈良市 市民部

市民課

入札説明書

住基端末・統合端末機器等導入事業に係る一般競争入札については、奈良市契約規則（昭和40年11月奈良市契約規則第43号）及び関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。

1. 入札概要

イベント	日時
公告・ホームページ公開	令和7年7月14日
入札参加申請	令和7年7月14日から令和7年7月28日 午後5時まで必着
入札参加承認通知日	令和7年7月30日
質問の受付期間	令和7年7月14日から令和7年7月18日 午後4時まで
質問の回答日	令和7年7月23日
入札及び開札	令和7年8月6日 午後3時00分

2. 事業範囲

(1) 事業内容

住基端末・統合端末機器等導入事業の調達・設定・運用保守作業

※詳細については、「(別紙1) 入札仕様書」及び「(別紙2) 端末機器等明細書」のとおり

(2) 事業の実施

本市担当者ならびにシステム事業者と十分に協議のうえ、安全かつ円滑、確実に本事業を実施すること。また、システム事業者による設定作業については、作業調整を行うこと。その他、適宜必要に応じて本市担当者と協議のうえ、事業を進めること。

(3) 本稼働の予定日

令和8年1月1日

(4) 設置場所

(別紙3)設置場所一覧のとおり

3. 契約方法

(1) 契約名

住基端末・統合端末機器等導入事業契約

(2) 契約形態

賃貸借契約

(3) 賃貸借契約期間

令和8年1月1日～令和12年7月31日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

※賃貸借期間開始までに「(別紙1) 入札仕様書」に従い、端末機器等を本市が利用可能な状態にすること。

(4) 契約条項

(別紙4)「住基端末・統合端末機器等導入事業契約書(案)」のとおり

(5) 付帯事項

(ア)機器賃貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。

(イ)この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去することとする。なお、撤去の際には端末機器等の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。この消去方法については端末機器等仕様書の「3(5) 契約終了後の端末機器等データ消去について」を適用する。

(ウ)令和8年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(エ)本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であること。

4. 入札参加資格

令和7年度に本市の物品購入等入札参加資格者であり、公告日において次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が本市に存する場合は、市税の未納がないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 過去2年間に本市又は国・地方公共団体等他の官公庁(公社・公団を含む)に対して、本事業と同規模程度のシステムの納入実績が2件以上あること。

5. 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6. 入札参加申請

入札参加申請書等に必要事項を記載し、必要書類を添えて、直接持参又は郵送により各1部提出すること。

(1) 提出書類

	(様式第3号) 入札参加資格審査申請書
	「入札参加承認(不承認)書」郵送用の返信用封筒(切手付き)
	業務体制表(様式自由) ※体制表には、以下の役割が明確になるように記載すること。 また、各事業者の会社概要が分かる資料を添付すること。 ○機器を納入する事業者(「納入事業者」) ○システムの構築を行う事業者(「システム構築事業者」) ○システムの保守を行う事業者(「保守事業者」)
	保守連絡体制表(様式自由)
	(様式第4号) 保守体制整備証明書
	(様式第5号) 業務実績証明書 ※「納入事業者」、「システム構築事業者」、「保守事業者」毎に、本証明書を提出すること。実際に業務を実施した事業者名を記載すること。 ※本証明書に必要となる実績数は2件以上とする。 ※実績の証明書類として、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。
	(様式第6号) 適合規格承認申請書
	(様式第7号) 適合規格表 ※「(別添1-1) 機能要件一覧表」に記載する要件を満たすメーカーのカタログ(商品名・規格等を記載のもの)又は、技術資料等仕様を証明するものを添付すること。
	第三者認証を受けていることを証明する書類 ※入札告示日において、「システム構築事業者」、「システム保守事業者」が次の証明を受けていること。 ○ISO9001(品質マネジメントシステム) ○Pマーク(プライバシーマーク)もしくはISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)と同等の認証

(1) 提出部数

各1部(業務実績証明書は2件以上各1部)

(2) 提出期間

「1. 入札概要」に記載の期間

(3) 提出方法

事前に連絡のうえ、提出場所へ直接持参すること。

(4) 提出場所

「15. 問い合わせ先」に記載の場所

7. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は、「1. 入札概要」に記載の日時までに通知する。通知は「(様式第3号) 入札参加資格審査申請書」に記載されたメールアドレスに送信する。

8. 入札に関する事項

- (1) この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるものの他、この条件の定めるところによる。
- (2) 入札の方法は持参入札とする。「(様式第1号) 入札書」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第2号) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (6) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。再度入札は1回を限度とする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
- ウ 入札書に記名押印のない入札
- エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- カ 入札金額を訂正した入札
- キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ク 入札書の日付が入開札日でない入札

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

10. 質問の受付

この入札説明書に疑義がある場合は、書面（メール）をもって、「15. 問い合わせ先」まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限及び回答期日

「1. 入札概要」に記載の日時

(2) 質問方法

メールにて必要事項を明記のうえ、質問書を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。

(ア) メール件名

「【一般競争入札質問書】住基端末・統合端末機器等導入事業」

(イ) 必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(ウ) 質問様式

(様式第 10 号) 住基端末・統合端末機器等導入事業質問書

(エ) あて先

メールアドレス：shimin@city.nara.lg.jp

11. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 「1. 入札概要」に記載の日時

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所中央棟 3 階 入札室

12. 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(2) 入札参加者が本件入札に関して要した費用は全て当該入札参加者が負担する。

13. 落札者の決定に関する事項

奈良市契約規則第 10 条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14. その他

(1) 入札資料の取り扱い

本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退

「(様式第 3 号) 入札参加資格審査申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「(様式第 11 号) 辞退届」を提出すること。

15. 問い合わせ先

市民部 市民課 (担当: 住民窓口係)

住所: 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 東棟 1 階

電話番号: 0742-34-4730 (直通)

FAX 番号: 0742-34-4799

メールアドレス: shimin@city.nara.lg.jp